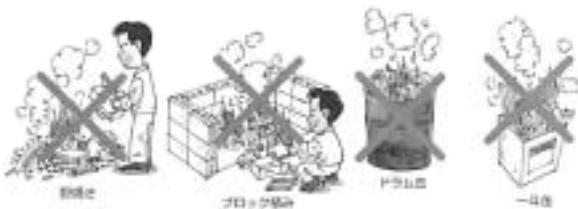


野焼きは法律で禁止されています。

『野焼きは、けむりやにおいが隣近所に迷惑になるから、町内で「野焼きはダメよ」と声を掛け合ってお互い注意しましょう。』



ごみ出しはカレンダーをよく見てマナーを守りましょう。

『ごみターミナルは、各町の大切な施設財産よね』
『ごみ出しカレンダーをよく見て、利用する町民のみんながマナーを守ったごみ出しをすることが大切よね。』

空きビンに出せるものを再確認しましょう。

『空きびんの回収なんだけど、回収業者さんが回収出来ないターミナルが発生しているのよ』

『空きびんは、リサイクル(再資源化)されていて、異物が混入すると再資源できないため、回収出来ないのよ。』

『板ガラス、ガラス食器、陶器(瀬戸物)、電球・蛍光灯、化粧品・耐熱食器、乾電池などは、一緒に出してはダメなのよ。』

『びんでも焼肉用タレびんは、空きびんと一緒に出してはダメなのね』

その他の不燃物類



せともの、灰皿、焼却灰、窓ガラスなど

固定資産課税台帳の縦覧について

市で課税している土地・家屋の評価額などを記載した縦覧帳簿を見ることができます。

◆縦覧できる方 固定資産税の納税者本人または代理人(納税者本人と同居されていない方については、納税者本人の委任状が必要)

◆縦覧期間 平成19年4月2日(月)～平成19年5月1日(火)まで(土・日・祝日を除く、平日午前8時30分～午後5時10分)

◆閲覧期間 平成19年4月2日(月)～平成20年3月31日(月)まで(土・日・祝日を除く、平日午前8時30分～午後5時10分)

◆縦覧及び閲覧場所 税務課資産税係(市役所2階)

◆問合先 税務課資産税係(☎8713)

固定資産税の評価額に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申し出が出来ます。

◆対象者 固定資産税の納税者または代理人

◆期間 納税通知書を受取った日の翌日から60日以内

◆申出方法 審査申出書を固定資産評価審査委員会に提出

◆問合先 加西市固定資産評価審査委員会事務局
(総務課内) ☎8702

固定資産課税台帳の閲覧について

◆閲覧できる方 固定資産税の納税者本人、借地人・借家人(借地、借家人については、賃貸契約書等の権利の資格を証明できる書類が必要)又は代理人(納税者本人と同居されていない方については、納税者本人の委任状が必要)



創業30年・直営店12店舗ネットワーク・加西店は女性スタッフの店舗です

不動産の・売買・賃貸・買取り
加西店 ☎0790-43-7330

〒679-0109 加西市玉丘町36番地の3(加西市役所東へ1キロ、玉丘交差点すぐ。)FAX0790-43-7345
本社 〒542-0066 大阪市中央区瓦屋町1丁目9番20 ■Eメール 016@takase.ne.jp ■http://www.fudousan.takase.jp
国土交通大臣(8) 第2918 不動産流通経営協会会員 日本住宅建設産業協会会員 社会基盤地区不動産公正取引協議会加盟

